

公民館、コミュニティセンター、交流センター、集会所等に類する施設の 施設使用料（公民館等使用料）の算定方針

1. はじめに

公民館、コミュニティセンター、交流センター、集会所等に類する施設については、建物の維持管理のために多くの費用がかかっています。さらに大半の施設で老朽化が進行しています。

また、これらの施設では、検証の結果、費用に対する使用料収入の割合は、直近の決算値で6%前後となっており、低下傾向にあることなどを踏まえ、見直しを行うこととします。

また、見直しにあたっては、「施設使用料算定における基本方針」に基づき、使用料基礎額（1回のサービスの提供に必要な費用）を明確にし、使用料算定を行うことで、公平性・公正性を確保します。

なお、この方針における対象施設は次のとおりです。

対象施設

- ・鶴瀬公民館 ・南畑公民館 ・水谷公民館 ・水谷東公民館
- ・鶴瀬コミュニティセンター ・みずほ台コミュニティセンター
- ・針ヶ谷コミュニティセンター ・ふじみ野交流センター ・鶴瀬西交流センター
- ・市立集会所 ・南畑ふれあいプラザ ・新河岸川河川水防センター
- ・ピアザふじみ ・交流施設（みずほ台中央公園）

2. 現在の公民館等使用料の課題

本方針の対象施設の多くは、現在、光熱水費のみを算定基礎として公民館等の使用料を設定しています。しかしながら、施設の貸出には光熱水費のほか、人件費や委託料、修繕料など多種多様な費用がかかっています。また、その維持管理経費は、増加傾向であるとともに、老朽化対策などにより施設を維持していくための費用は今後も増加することが見込まれます。

3. 公民館等使用料の算定

「施設使用料算定における基本方針」に基づき、次のとおり公民館等使用料を算定することとします。

公民館等使用料

＝使用料基礎額（1回の部屋の使用に必要な費用）^{（ア）}×利用者負担割合（15％）^{（イ）}

（ア）使用料基礎額（1回の部屋の使用に必要な費用）

使用料基礎額は次のとおり算定します。

使用料基礎額（1回の部屋の使用に必要な費用）

＝1㎡1時間あたりの必要経費^{（ウ）}×貸出面積×貸出時間

- ・「貸出面積」は実際に貸す部屋の床面積。
- ・「貸出時間」は条例に基づく時間割りに則った貸出時間。

【集会所の貸出面積について】

各集会所の広さは異なりますが、それぞれ同等の機能であるため、現在の集会所の使用料は、公民館やコミュニティセンターのように部屋ごとの貸出ではなく、一棟ごと貸し出す施設として設定しています。

このため、集会所の使用料基礎額の算定にあたっては、貸出面積に、28か所ある集会所の平均値を用いることとします。

（イ）利用者負担割合

本方針の対象となる公民館等使用料の算出にあたっては、サービスの必需性や施設の特性などを総合的に勘案し、利用者負担の割合を15％とし、算出を行うこととします。

（ウ）1㎡1時間あたりの必要経費

1㎡1時間あたりの必要経費は次のとおり算定します。

1㎡1時間あたりの必要経費

＝日常経費^{（エ）}÷貸出総面積÷年間貸出時間

- ・公民館等と各集会所の2類型に分け、同類施設の平均値を算出します。
- ・日常経費と貸出総面積は同類施設の合計値を使用します。
- ・「貸出総面積」は実際に貸す部屋の延べ床面積とします。

(エ) 日常経費

算出にあたっては、「主要な施策の成果報告書」を活用し、各施設の維持管理事業における概算事業総額から個別施設計画で定める定期改修（大規模改修及び長寿命化改修）に係る費用を減じた額を日常経費（直近3カ年分の年平均）とします。

また、概算事業費総額には、対象施設内にある出張所といった他施設の維持管理費用（電気代や水道代等）が含まれていることから、補正率を乗じます。

日常経費

$$= (\text{概算事業総額}^{※1}) - \text{定期改修に係る費用}^{※2}) / 3 \text{年} \times \text{補正率}^{※3})$$

○「日常経費」のイメージ

支出		} = 日常経費の基礎となる額
概算事業総額	工事請負費	
	※個別施設計画等で定める定期改修に限る	
	人件費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	

※1-1 減価償却費は含めない。

※1-2 維持管理に必要な経費は、歳出科目に関わらず全て対象とする。

※1-3 維持管理事業以外の費用がある場合は、それらの費用を除くこととする。
（イベント費用や、補助金事務に係る人件費など）

※2 個別施設計画等で定める定期改修（長寿命化改修、大規模改修、並びに、空調設備機器、非常用発電設備、高圧受電設備、高圧交流負荷開閉器の更新等）を対象とする。

※3 補正率は、占有面積に応じて、設定する。

4. その他

(1) 利用時間帯による使用料の設定

夜間利用の公民館等使用料については割増設定となっておりますが、夜間の利用率が低いことを踏まえ、昼夜を問わず等しく算定することとします。

(2) 使用料の単位

新たな公民館等使用料については、算定後の金額の100円未満を切り捨てとし、100円単位とします。

なお、算定後の金額が100円未満の場合については、切り上げを行い、100円と設定します。

(3) 所要の調整

① 激変緩和措置

算定後の調整として、次のとおり改定額の上限を設定します。

現行料金	改定額の上限
500 円以下	現行料金の2.0倍
500 円を超える	現行料金の1.75倍

※ 算定後の金額の100円未満切り捨てとし、100円単位とします。

② その他

- ・ 算定後の金額が100円未満の場合、100円と設定します。
- ・ 現行料金の影響で、面積に応じた料金とならない場合は、面積に応じた料金になるよう調整します。

(4) 参考とした近隣市町

「施設使用料算定における基本方針」のP.3「利用者負担割合の設定」やP.3「算定後の調整」を行うにあたり、本方針の対象施設は次の近隣市町の使用料や状況を参考としました。

参考とする近隣市町
○西部10市 ・ 川越市 ・ 所沢市 ・ 飯能市 ・ 東松山市 ・ 狭山市 ・ 入間市 ・ 坂戸市 ・ 鶴ヶ島市 ・ 日高市 ・ ふじみ野市
○南部4市 ・ 朝霞市 ・ 志木市 ・ 和光市 ・ 新座市
○三芳町

（５）新河岸川河川水防センター及び交流施設（みずほ台中央公園）の使用料

新河岸川河川水防センター及び交流施設（みずほ台中央公園）は、市立集会所としての役割も担っていることから、現在の使用料は市立集会所に順じた設定となっており、見直し後も踏襲します。

（６）目的外利用、市外利用、営利目的について

施設の利用にあたっては、これまで同様市内団体の利用を優先する考え方から、現行の規定を引き継ぐものとし、目的外利用や市外利用などについては使用料金額の４倍、営利・宣伝等の目的での利用（ピアザふじみ）については使用料金額の８倍とします。

（７）経営的な視点を持った施設運営

市民説明会や施設利用者からの声を参考とするとともに、運営費用の縮減を図りながら、サービスの質を上げることで、施設の稼働率を向上させ、使用料収入の確保に取り組めます。